明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**二八）　一

〔告　示〕

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示（**文部科学**一四一）　二
○史跡に指定する件（**同**一四二）　三
○名勝に指定する件（**同**一四三）　六
○天然記念物に指定する件（**同**一四四）　八
○史跡を統合するとともに地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一四五）　九
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一四六）　一〇
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**一四七）　一一
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一四八）　一三
○名勝に地域を追加して指定する件（**同**一四九）　一四
○天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**一五〇）　一五
○登録記念物の登録を抹消する件（**同**一五一）　一五
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（**同**一五二）　一五
○重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件（**同**一五三）　一五

〔公　告〕

諸事項　一五

裁判所
破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等
独立行政法人種苗管理センター平成二十四事業年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一五

会社その他
会社決算公告　一五

省　令

○文部科学省令第二十八号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十一号）の施行に伴い、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条、第五条の二、第七条、第八条第三項、第十二条の二第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「開催された指定試合」の下に「又は特定指定試合（以下「指定試合等」という。）」を加え、「指定試合の結果」を「指定試合等の結果」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定対象試合に係る基準）

第一条の二　法第五条の二の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定組織に所属する者が編成するサッカーチーム（その所在する国又は地域における代表として編成されるものに限る。）又は保有するサッカーチーム（選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるものに限る。）相互間において行われるサッカーの試合であること。

二　前号の試合の結果が指定組織により公表されること。

三　第一号の試合に出場する選手及び同号の試合の審判員が、あらかじめ指定組織に登録された者であること。

四　第一号の試合が、指定組織の定める競技規則に従って開催されること。

第三条第三項中「指定試合」を「指定試合等」に改め、「ヨの率」の下に「、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）第二条第一号の規定に基づきセンターが定めた金額」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前項の公示は、スポーツ振興投票券の発売後は、これを変更することができない。

第四条第四号中「指定試合」を「指定試合等」に改める。

第五条の見出し中「試合」を「指定試合」に改め、同条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「単に」を「単に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定指定試合の結果の確認等）

第五条の二　法第十二条の二第一項の規定による特定指定試合の結果の確認は、指定組織が公表する当該試合の結果に関する情報、指定組織への照会その他の方法により、第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に行わなければならない。

2　前項の規定により特定指定試合の結果を確認する場合において、その特定指定試合が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定指定試合は開催されなかったものとみなす。

一　第三条第一項の期日又は期間に特定指定試合が開始されなかったとき。

二　第三条第一項の期日又は期間に開始された特定指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。

三　特定指定試合の結果の確認を行うことができなかったとき。

四　指定組織が公表する試合の結果の情報が事実と異なることが明らかに認められるとき。